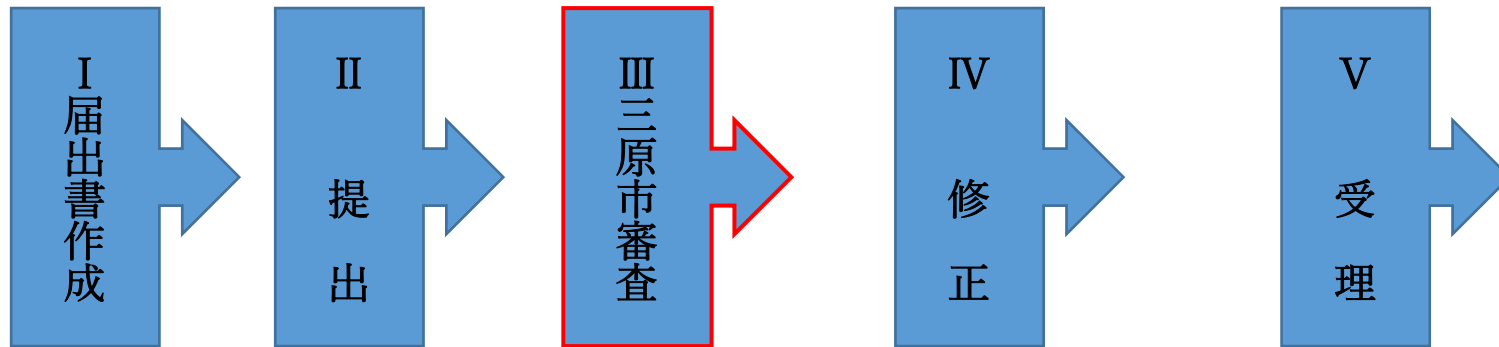


# 電子申請によるリサイクル届等提出の手引き

三原市建築指導課

令和5年8月

## 1 電子申請によるリサイクル等の処理の主な流れ



審査の結果修正がない場合は受理となります。

## 2 電子の窓口から提出できる定期報告の種類

建設リサイクル届（法第 10 条第 1 項）

建設リサイクル変更届（法第 10 条第 2 項） 工事着手までに変更がある場合の届出です。工事着手後に変更がある場合は変更に関する手続きはありません。

除却届（建築基準法第 15 条）

同じ窓口から届出書のファイルに追加して提出できます。

### 3 手続きの方法

#### I 届出書作成

下図は当市のホームページの抜粋です。

三原市 MIHARA

建設リサイクル法の届出について（電子申請ができます！）

記事ID：0101460 更新日：2023年08月24日更新

電子申請をご利用ください

建設リサイクル法の届出書を電子申請で提出できるようになりました。また、工事の種類が「建築物に係る解体工事」である場合には、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の提出も必要となりますので、一度の申請でまとめて提出できるようにしています。（※建築物除却届は、建築主事（三原市建築指導課）を経由して広島県知事に届け出る書類です。）

電子申請は次のリンク先から行ってください。

<https://anpshy.e-tomo.in/city/mihara-hiroshimapsi/offer/offerdetail?itemSeq=14667>

電子申請によるリサイクル届出の手引き【PDF】

様式について

電子申請をされる場合の建設リサイクル法の届出書、別表及び建築物除却届については、必ず次の指定様式（Excelファイル）を使用してください。

電子申請の指定様式

- [届出書・別添1～3（様式別紙）【Excel】](#)
- [変更届出書・別添1～3（様式別紙）【Excel】](#)
- [建築物除却届【Excel】※工事の種類が「建築物に係る解体工事」である場合に提出](#)

参考様式

- [工事の概要（表紙様式）【Excel】](#)
- [委任状（委任様式）【Word】](#)

届出書はこのファイルを必ず使用しそのままのファイルを添付ください。

除却届はこのファイルを必ず使用しそのままのファイルを添付ください。

参考様式としてご利用ください。

## II 提出 下図は三原市電子申請システムの画面の一部です

届出者は、I書類作成で作成したリサイクル届等を、三原市電子申請システムを利用して三原市へ提出することができます。手続き手順は次のとおりです。「三原市 リサイクル届」を検索して、三原市電子申請システム（リサイクル届提出窓口）にアクセスする。

三原市 電子申請システム

ログイン  
利用者登録

申請書ダウンロード  
> 手続き申込 > 申込内容用紙 > 職員署名確認

手続き申込

利用者ログイン

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 手続き名 | 建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告 |
| 受付時期 | 2023年8月14日0時00分～          |

利用者登録せず申し込む方はこちら >

利用済登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、  
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していたパスワード、  
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。  
忘れられた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン >

### 利用登録をしない場合の手順

- ① 「利用者登録せず申し込む方はこちら >」をクリックします。
- ② 利用規約を確認し同意を選択します。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、「完了をクリックします」
- ④ ③で入力した連絡先アドレスに【連絡先アドレス確認メール】が自動配信されます。メールに記載されている URL をクリックします。

### 利用者ログイン

「利用者 ID」、「パスワード」を入力して利用規約を確認し同意します。

プレビュー 建設工事に係る再資源化等に関する法律第10条  
第1項に規定する届け出（建設リサイクル届）

建設工事に係る再資源化等に関する法律第10条第1項に規定する届け出（建設リサイクル届）

届け出を提出する方の氏名 **必須**

届け出をされる方の氏名または、法人名を入力してください。

- ⑤
- 氏:  名:
- 法人名:

メールアドレス **必須**

確定など届出する場合の対応できるメールアドレスを入力してください。

メールアドレス  ⑥

届出書及び分別解体などの計画等 **必須**

三原市のホームページに掲載してある様式に入力したファイルを添付してください。

- ⑦
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

付近見取り図 **必須**

- ⑧
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

平面図又は届出対象物の写真 **必須**

- ⑨
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

工程表 **必須**

- ⑩
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

委任状

- ⑪
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

許可証の写し

- ⑫
- ファイルの選択  ファイルが選択されています
- 削除

閉じる

届け出する方の氏名

⑤届け出をされる方又は法人名を入力してください

⑥指摘事項の送付先を入力してください。③と同じでも入力してください。

⑦届出書と別表 1 から別表 3 のファイルをエクセルのまま添付してください。除却届がある場合は除却届をエクセルのままファイルを追加して添付してください。

⑧付近見取り図を添付してください PDF 等

⑨平面図または対象の写真を添付してください PFD 等

⑩工事の概要（工程表）を添付してください PDF 等

⑪手続きを委任される場合は添付ください PDF 等 （自主施工や発注者が自ら手続きを行う場合は不要です。）

⑫建設業または解体工事業の許可の写しを添付してください。PDF 等 （自主施工は添付不要です。）

IV 審査 提出された届出書等の審査が始まります。

V 修正

修正事項は⑥で入力されたアドレスに修正事項が送付されますので対応をお願いいたします。

VI 受理

審査の結果受理した場合には【受理完了】のメールが三原市電子申請システムを通じて③のアドレスへ送信されます

控えのダウンロードは、申し込み完了通知メールに添付してあります申し込み内容紹介 URL にアクセスし、照会を選択して申し

込み完了通知メールでお知らせしてあります整理番号とパスワードを入力すると控えのダウンロードができるようになります。